

令和8年7月2日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐原 博之
（公印省略）

公益法人等における事務処理の委託に係る法人税の取扱いについて

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）において、「介護事業者間の協働化や連携等を進めていくことが有効であり、例えば、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務等の間接業務の効率化等を進めていくことが考えられる」とされたところです。

これを踏まえ、今般、厚生労働省より、介護・障害福祉事業者等におけるバックオフィス業務等の間接業務の効率化に向けた取組を実施いただくため、法人税法第2条第6号に規定する公益法人等（社会福祉法人、社会福祉連携推進法人（非営利型法人に該当するものに限る。）及び社会医療法人、公益財団法人、公益社団法人等をいう。以下同じ。）が他の法人等から事務処理（記録業務、報告書作成業務、報酬請求業務等）を受託し、当該業務を行う場合における現行の法人税の取扱いについて、事務連絡が発出されましたので、お知らせいたします。

具体的な内容としては、公益法人等が他の法人等から事務処理を受託する際、委託の対価が事務処理のために必要な費用を超えないことが契約等に基づき明らかである場合、所定の手続きを経た期間については、当該業務は収益事業とされず、法人税が課されない取り扱いとできる旨等が示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○公益法人等における事務処理の委託に係る法人税の取扱いについて（令8.6.29 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課、こども家庭庁支援局障害児支援課 事務連絡）

以上

事務連絡

令和8年6月29日

各 〔都道府県
指定都市
中核市〕 社会福祉法人担当課（室）・障害保健福祉主管部（局）・
児童福祉主管部（局）・介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
老健局高齢者支援課
こども家庭庁支援局障害児支援課

公益法人等における事務処理の委託に係る法人税の取扱いについて

日頃より厚生労働行政及び児童福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月25日社会保障審議会介護保険部会）において、事業者間の連携、協働化等について、「介護事業者が地域に根差した上で、利用者のニーズに細やかに沿ったサービス提供を行っていくことは重要である。その上で、個々の介護事業者により経営課題が解決できない場合も、他事業者との連携・協働化、経営の多角化も含めた大規模化等により解決が図られるケースもあることを踏まえ、介護事業者間の協働化や連携等を進めていくことが有効であり、例えば、報酬の請求や記録・書類作成事務といったバックオフィスの業務等の間接業務の効率化等を進めていくことが考えられる。」とされたところです。

また、障害福祉分野においても、同様に、間接業務の効率化に向けて、事業者間の連携・協働化等の取組を進めているところです。

こうした介護・障害福祉事業者等におけるバックオフィス業務等の間接業務の効率化に向けた取組を実施いただくため、今般、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等（社会福祉法人、社会福祉連携推進法人（非営利型法人に該当するものに限る。）及び社会医療法人、公益財団法人、公益社団法人等をいう。以下同じ。）が他の法人等から事務処理（記録業務、報告書作成業務、報酬請求業務等）を受託し、当該業務を行う場合における現行の法人税の取扱いについて、下記のとおり改めてお示いたしますので、各都道府県・市町村におかれては御了知の上、管内事業者に対する周知徹底をお願いします。

なお、本内容については国税庁にも確認をしております。

記

問1 公益法人等が、他の法人等から事務処理を受託し、当該業務を行い、当該委託の対価が当該事務処理のために必要な費用を超えないことが契約等に基づき明らかである場合、法人税の取扱如何。

- 法人税基本通達 15-1-28（参考1）にあるとおり、公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合において、当該業務が当該受託に係る契約に基づき実費弁償（当該委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。以下同じ。）により行われるものであることについてあらかじめ一定の期間（おおむね5年以内の期間）を限って納税地の所轄税務署長の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、当該公益法人等の収益事業とされず、法人税が課されない。

ただし、当該確認を受けた場合でも、その後、確認内容と大きく異なる形で当該業務が行われたことによって実費弁償により行われているとはいえないような状態となったときには、当該確認の取消し等の可能性もあるため、当該確認を受けた場合には、確実に実費弁償により業務を行うよう留意すること。

（注）法人全体が行う請負業全体が実費弁償により行われ、かつ、そのことが契約等に基づき明らかである必要がある。

（注）公益財団法人及び公益社団法人においては、公益認定法上の公益目的事業に該当する事業（参考2）が収益事業に含まれないため留意する必要がある。

（注）所轄税務署長の確認を受ける場合に提出する確認申請書の参考例を別紙1（実費弁償の確認申請書の参考例）においてお示しする。確認を受ける際、確認申請書の他、以下（1）～（6）の資料を提出する必要があると考えられるが、事前に納税地の所轄税務署に相談し、必要書類等の確認をすること。

- （1）業務委託契約書の写し（別紙2参考）
- （2）法人概要（定款、機構図等）
- （3）対象事業の内容（概要、スキーム図等）
- （4）対象年度の収支予算書
- （5）過去3年分の決算書（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、剰余処分計画書（それぞれの注記を含む））及び事業報告書
- （6）その他実費弁償方式の確認に当たって参考となる事項

納税地の所轄税務署長の確認を受けるために、業務委託契約書において記載すべき事項を盛り込んだ参考例を別紙2（業務委託契約書の参考例）においてお示しする。

問2 公益法人等が、他の法人等から事務処理を受託し、その業務を行い、その委託の対価が当該事務処理のために必要な費用を超える場合、法人税の取扱如何。

- 法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第5条第1項第10号に規定する請負業として、収益事業に該当することから、法人税の課税対象となる。

問3 公益法人等が、他の法人等から事務処理を受託し、その業務を行い、その委託の対価が当該事務処理のために必要な費用を超えないことが当該業務に関する規則、規約若しくは契約により明らかでない場合、法人税の取扱如何。

- 法人税法施行令第5条第1項第10号に規定する請負業として、収益事業に該当することから、法人税の課税対象となる。

(別紙1) 実費弁償の確認申請書の参考例

〇〇〇第〇〇〇号

令和〇年〇月〇日

〇〇 税務署長 殿

〇〇法人〇〇

理事長 〇〇 〇〇 印

実費弁償による事務処理の受託等の確認申請について

標題の件について、当法人が行う「事務処理の受託」は、法人税基本通達 15-1-28《実費弁償による事務処理の受託等》に該当するものと認められますので、ご確認いただきたく申請します。

なお、関係資料として下記の資料を添付します。

記

資料1 当該業務委託契約書の写し

資料2 法人概要（定款、機構図等）

資料3 対象事業の内容（概要、スキーム図等）

資料4 対象年度の収支予算書

資料5 過去3年分の決算書（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、剰余処分計画書（それぞれの注記を含む））及び事業報告書

資料6 その他実費弁償方式の確認に当たって参考となる事項

以上

(別紙2) 業務委託契約書の参考例 (受託者から実費を毎月請求する場合)

業務委託契約書 (例)

〇〇を甲とし、■■■を乙として、甲の業務の委託に関して、次の通り契約を締結する。本契約に定めのない事項又は本契約の内容等に疑義が生じた場合には、その都度、民法をはじめとする法令等を踏まえ、誠意をもって甲乙協議の上、取り決めるものとする。

(委託業務)

第1条 甲は、乙に次の業務 (以下「委託業務」という。) の実施を委託し、乙はこれを受託し、本件業務の目的を理解して誠実に業務を遂行する。

- ① 請求業務
- ② 職員の給与・勤怠管理

(契約期間)

第2条 甲が本件業務を乙に委託する期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

(契約の解除)

第3条 甲又は乙は、本契約期間中であっても、契約の相手方が本契約に違反したときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲は、本契約期間中であっても、乙が本件業務を実施することが困難であると認めたときは、本契約を解除することができる。ただし、乙が要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(委託費等)

第4条 甲は、委託業務に要する費用 (以下「委託費」という。) として、乙が委託業務に要した実支出額を超えない金額を乙に支払うものとする。

- 2 乙は、甲から支払いを受けた委託費の額が前項の委託費の額を超える場合には、その超える金額について、甲に返還するものとする。

(委託費の支払方法)

第5条 甲は、乙から毎月末日までに提出を受けた請求書に関し、各月分の委託費の額を翌月末日までに乙指定の銀行口座に振り込むことで支払う。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

(契約条件の変更)

第6条 甲は、委託業務の内容、実施方法等契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、乙と協議の上、変更することができる。この場合、委託業務の内容、実施方法、委託費等について乙と協議の上、新たに契約を締結し直すものとする。

(損害賠償)

第7条 甲又は乙の責めに帰すべき事由により契約書に定めた内容が守られず、甲又は乙が重大な損害を受けた場合は、直接かつ現実に受けた通常損害の範囲内において、相手方に損害賠償を請求できるものとする。

2 本条に基づく損害賠償の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者委託)

第8条 乙は、本件業務の全部又は一部について第三者に委託する必要があると判断した場合は、甲と協議の上、第三者に委託することができる。

(秘密保持)

第9条 甲は、乙に関する個人情報を取り扱うに当たっては、乙の同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うものとする。

2 乙は、本件業務の履行にあたって知り得た個人情報を取り扱うに当たっては、当該個人情報を適切に取り扱わなければならない。

この契約の成立の証として、本契約書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和○年○月○日

甲 住所：			
法人名：	代表者名		印
乙 住所：			
法人名：	代表者名		印

(参考1) 法人税基本通達(昭和44年5月1日直審(法)25)(抄)

1-1-11 一般社団法人又は一般財団法人(公益社団法人又は公益財団法人を除く。以下1-1-11において「一般社団法人等」という。)が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合において、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償(その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。)により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間(おおむね5年以内の期間とする。)を限って所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長)の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとし、当該一般社団法人等の収益事業としないものとして令第3条第2項第3号《非営利型法人の範囲》の要件に該当するかどうかの判定を行うこととする。

15-1-28 公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償(その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。)により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間(おおむね5年以内の期間とする。)を限って所轄税務署長(国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長。以下15-1-53において同じ。)の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとして当該公益法人等の収益事業としないものとする。

(注) 非営利型法人が1-1-11の確認を受けている場合には、本文の確認を受けたものとみなす。

(参考2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表(第二条関係)

一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業

二 文化及び芸術の振興を目的とする事業

三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業

- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

(参考3) 法人税法(昭和40年法律第34号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。

七～十二の十九 (略)

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

十四～四十四 (略)

(内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税)

第六条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、前条の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

別表第二 公益法人等の表（第二条関係）（抄）

名称	根拠法
一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	
医療法人（医療法第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人に限る。）	医療法
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益社団法人	
社会福祉法人	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

（参考４）法人税法施行令（昭和４０年政令第９７号）（抄）

第五条 法第二条第十三号（定義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

一～九 （略）

- 十 請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの
- イ 法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかなことその他の財務省令で定める要件に該当するもの
 - ロ 土地改良事業団体連合会が会員又は国若しくは都道府県に対し土地改良法第一百一十一条の九に掲げる事業として行う請負業
 - ハ 特定法人が農業者団体等に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う請負業
 - ニ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの（その委託に係る契約又は協定において、当該研究の成果の全部若しくは一部が当該学校法人に帰属する旨又は当該研究の成果について学術研究の発展に資するため適切に公表される旨が定められているものに限る。）

ホ 国民健康保険団体連合会が次に掲げる者の委託を受けて行うもの（法令の規定に基づく委託を受けて行うもの（これに準ずるものを含む。）であることその他の財務省令で定める要件に該当するものに限る。）

- (1) 国又は都道府県、市町村（特別区を含む。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条（広域連合の設立）に規定する後期高齢者医療広域連合
- (2) 全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団
- (3) 社会保険診療報酬支払基金又は独立行政法人環境再生保全機構
- (4) 国民健康保険団体連合会をその社員とすることその他の財務省令で定める要件に該当する公益社団法人

十一～三十四 （略）

2 次に掲げる事業は、前項に規定する事業に含まれないものとする。

一 公益社団法人又は公益財団法人が行う前項各号に掲げる事業のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業に該当するもの

二～四 （略）